

平成26年度五條市水道局水質検査計画  
(上水道)

## 1. 五條市水道局のあゆみ

奈良県の中央部を流れる吉野川の中ほどに発展した五條市の水道事業は、従前、水事情の良かった当地区において十津川、紀の川総合開発事業に伴ない河床が急激に低下して井戸水が枯渇し、水量不足に悩む地区住民の水道布設の声が高くなり、昭和32年3月25日付にて五條町全域と宇智村の一部を給水区域とする給水人口16,500人、一日最大給水量2,970 m<sup>3</sup>規模とした創設事業の認可をうけた。その後、水需要の増大に対応して第5次に亘る拡張事業を施行し現在に至っている。

## 2. 基本方針

1) 安全でおいしい水を安定的に供給すること

2) 信頼できる水質の水を供給する為に、効率的な水質検査を行う

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需要者が安心、信頼して利用できるよう努めてまいります。

## 3. 水道事業の概要

五條市の上水道事業は次のとおりです。

### 1) 給水区域

大深町、田殿町の一部、阪合部新田町、檜辻町、西吉野町及び大塔町を除く市内一円

### 2) 給水人口及び配水量（平成25年度3月末データ）

給水人口	30,516	人
3月末総配水量	4,044,529.4	m <sup>3</sup>
1日平均配水量	11,081	m <sup>3</sup>
1日最大配水量	13,252	m <sup>3</sup>

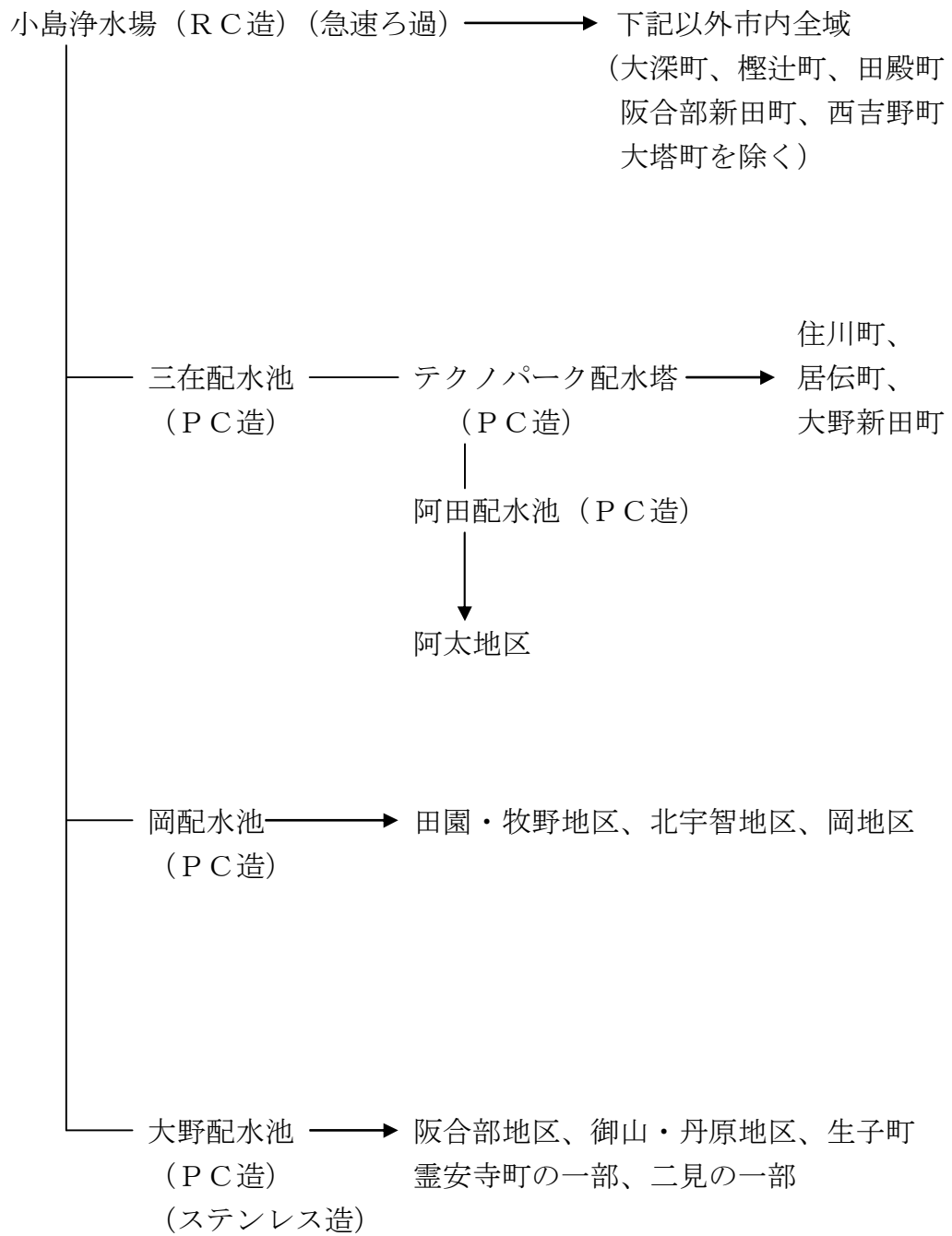
### 3) 水源

紀の川表流水

### 4) 五條市の浄水場及び配水施設

小島取水場（RC造）





#### 4. 水質状況

原水の水質について、平成16年1月頃より不定期にカビ臭が発生していますが、水質検査を定期的に行い活性炭注入する時期の確認をしております。カビ臭以外については、雨の後濁度が増える程度で特に問題はありません。

浄水については、原水にカビ臭が発生した場合基準値以下になるよう活

活性炭を注入し対処しております。その他の水質検査項目については水質基準の超過はなく、良質な水道水を供給していると考えております。また、水質検査を十分に行い、安全な水道水を供給できているものと考えております。

#### 水質検査結果 参照

紀の川表流水水質状況（取水口）

場内給水栓水質状況（小島浄水場内）

市内1水質状況（詳細については下記参照）

市内2水質状況（                    ”                    ）

### 5. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査の方法

#### 1) 水質検査項目及び検査頻度

##### ○毎日検査（自己検査）

1日1回以上、色・濁度・残留塩素の検査を行います。

##### ○毎月検査（委託検査）

1ヶ月に1回以上、9項目の検査を行います。

##### ○水質基準項目検査（委託検査）

平成16年4月1日より一部省略可能となったため、21項目及び**亜硝酸態窒素**／年4回、アルミニウム及びその化合物、／年4回、3項目／年1回（※1）、51項目／3年に1回の検査を行います。

※1：カルシウム、マグネシウム等（硬度）

蒸発残留物

非イオン界面活性剤

（詳しくは別表1・5）

##### ○カビ臭検査（委託検査）

発生時期に年4回検査を行います。今年度も引き続き、毎月検査を行います。

##### ○農薬検査（委託検査）

吉野川への農薬の検査として、農薬120項目を2年に1回6月～9月頃に検査を行います。（別表6）

##### ○原水検査（委託検査）

消毒副生成物の項目を除いた39項目の検査を年1回行います。

## 2) 採水地点

### ①原水

小島取水場取水口（紀の川）

### ②浄水

小島浄水場場内給水栓

市内1 給水栓 五條地区・・・水道局（小島浄水場系統）  
田園地区・・・岡近隣公園（岡配水池系統）  
南宇智地区・・・南宇智保育所（大野配水池系統）  
宇智地区・・・宇智野保育所（小島浄水場系統）

市内2 給水栓 北宇智地区・・・北宇智保育所（岡配水池系統）  
住川地区・・・黒木電業株式会社（三在配水池系統）  
阪合部地区・・・上野共同墓地（大野配水池系統）  
阿太地区・・・阿太保育所（三在配水池系統）

（系統ごとに2箇所、1年間で全系統検査できるよう選定しています。）

## 3) 水質検査の方法

毎日検査については、浄水場で自己検査を行う。

毎月検査以外については、すべて委託で検査を行う。

委託場所

奈良県御所市戸毛 367 番地の 2  
奈良広域水質検査センター組合

## 6. 臨時検査

以下の要件が生じた場合については、臨時の水質検査を実施します。  
なお検査項目については51項目を対象に行いますが、状況判断の上で  
必要がないと考えられる場合は、検査項目を省略します。

採水地点については、下記要件を的確に把握できる地点を選定します。

- (1) 水源水質が著しく悪化した場合
- (2) 水源に異常があった場合
- (3) 水源付近、給水区域及び周辺において消化器系感染症が集団発生した場合
- (4) 浄水過程に異常があった場合
- (5) 水道施設が著しく汚染された場合
- (6) その他特に必要と認められる場合

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は、ホームページで公表しています。  
また、ご意見等ございましたら下記に連絡下さい。

五條市水道局 浄水係 五條市小島町265番地

電話 0747-22-3100

FAX 0747-26-5101

## 8. 水質検査結果の評価

全ての項目について基準を超えている場合、直ちに再検査を実施し原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じます。

基準項目の1～31の項目については、検査結果が基準値を超えている事が明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たす処置をとります。基準値超過が継続すると見込まれる場合は、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、関係者に周知する措置をとります。

また、32～51の項目については直ちに原因究明を行い、低減化対策を講じ基準を満たす水質を確保する措置をとります。

## 9. 水質検査計画の見直し

水質検査の結果をもとに、必要があれば検査計画の見直しを行います。  
また、法律の改正等により変更の必要性が生じた場合は見直しを行います。

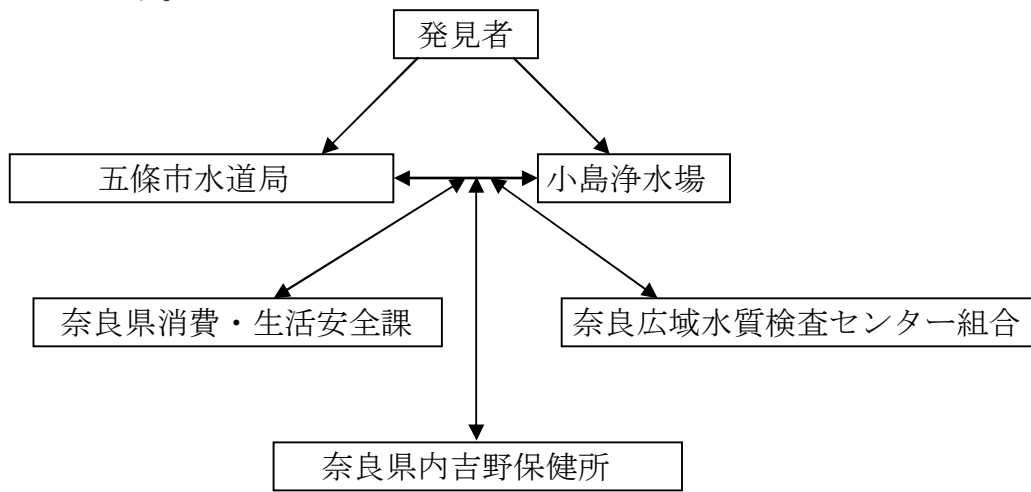
## 10. 水質検査の精度と信頼性保証

当市が水質検査を委託している奈良広域水質検査センター組合は、奈良県水道水質精度管理連絡会にて水道水質検査の精度管理等を行うことにより水質検査に関する信頼性の確保を図っている為、信頼性の高い水質検査結果であると考えております。

## 11. 関係機関との連携

水道局では、水質異常が生じた場合以下の図に示すような体制をとり、

関係機関と連携をはかりながら、可能な限り迅速な原因究明・対処を行います。



平成26年度 水質検査採水予定場所

月	日	曜日	項目	原水	場内	管末1	管末2
4月	11日	木	毎月	原水	場内	宇智地区	阿太地区
5月	7日	火	省略不可+項目検査	—	場内	南宇智地区	住川地区
			毎月	原水	—	—	—
6月	4日	火	原水全項目検査	原水	—	—	—
			クリプトスポリジウム 嫌気性芽胞菌	原水	—	—	—
			毎月	—	場内	田園地区	阪合部地区
			かび臭(負担金分)	—	場内	田園地区	阪合部地区
7月	4日	木	毎月	原水	場内	五條地区	北宇智地区
			かび臭(負担金分)	—	場内	五條地区	北宇智地区
8月	6日	火	毎月	原水	—	—	—
			省略不可+項目検査	—	場内	宇智地区	阿太地区
			かび臭(負担金分)	—	場内	宇智地区	阿太地区
9月	12日	木	毎月	原水	場内	南宇智地区	住川地区
			かび臭(負担金分)	—	場内	南宇智地区	住川地区
10月	1日	火	毎月	原水	場内	田園地区	阪合部地区
11月	12日	火	省略不可+項目検査	—	場内	五條地区	北宇智地区
			毎月	原水	—	—	—
12月	10日	火	毎月	原水	場内	宇智地区	阿太地区
1月	9日	木	毎月	原水	場内	南宇智地区	住川地区
2月	4日	火	浄水全項目検査	—	場内	—	—
			省略不可+項目検査	—	—	田園地区	阪合部地区
			毎月	原水	—	—	—
3月	6日	木	毎月	原水	場内	五條地区	北宇智地区

臭気発生時の火・木曜日はかび臭検査を実施(原水及び浄水)

管末1グループ

五條地区 水道局(小島浄水場系統) 田園地区 岡近隣公園(岡配水池系統)  
 南宇智地区 南宇智保育所(大野配水池系統) 宇智地区 宇智野保育所(小島浄水場系統)

管末2グループ

北宇智地区 北宇智保育所(岡配水池系統) 住川地区 黒木電業株式会社(三在配水池系統)  
 阪合部地区 上野共同墓地(大野配水池系統) 阿太地区 阿太保育所(三在配水池系統)

項目検査

年1回実施 カルシウム、マグネシウム等(硬度)・蒸発残留物・非イオン界面活性剤  
 年4回実施 アルミニウム及びその化合物



区分	水質検査項目	省略不可	検査頻度	基準値	
健康に関する項目	病原性微生物	1 一般細菌	○	月1回	100個/ml以下
		2 大腸菌	○	月1回	不検出
	金属類	3 カドミウム及びその化合物		※年4回	0.01/l以下
		4 水銀及びその化合物		※年4回	0.0005mg/l以下
		5 セレン及びその化合物		※年4回	0.01mg/l以下
		6 鉛及びその化合物		※年4回	0.01mg/l以下
		7 ヒ素及びその化合物		※年4回	0.01mg/l以下
		8 六価クロム及びその化合物		※年4回	0.05mg/l以下
	無機物	9 亜硝酸態窒素		年4回	0.04mg/l以下
	消毒剤・消毒副生成物	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	○	年4回	0.01mg/l以下
	無機物	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		※年4回	10mg/l以下
		12 フッ素及びその化合物		※年4回	0.8mg/l以下
		13 ホウ素及びその化合物		※年4回	1.0mg/l以下
	有機物	14 四塩化炭素		※年4回	0.002mg/l以下
		15 1,4-ジオキサン		※年4回	0.05mg/l以下
		16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		※年4回	0.04mg/l以下
		17 ジクロロメタン		※年4回	0.02mg/l以下
		18 テトラクロロエチレン		※年4回	0.01mg/l以下
		19 トリクロロエチレン		※年4回	0.01mg/l以下
		20 ベンゼン		※年4回	0.01mg/l以下
	消毒剤・消毒副生成物	21 塩素酸	○	年4回	0.6mg/l以下
		22 クロロ酢酸	○	年4回	0.02mg/l以下
		23 クロロホルム	○	年4回	0.06mg/l以下
		24 ジクロロ酢酸	○	年4回	0.04mg/l以下
		25 ジブロモクロロメタン	○	年4回	0.1mg/l以下
		26 臭素酸	○	年4回	0.01mg/l以下
		27 総トリハロメタン	○	年4回	0.1mg/l以下
		28 トリクロロ酢酸	○	年4回	0.2mg/l以下
		29 ブロモジクロロメタン	○	年4回	0.03mg/l以下
		30 ブロモホルム	○	年4回	0.09mg/l以下
		31 ホルムアルデヒド	○	年4回	0.08mg/l以下
性状に関する項目	金属類	32 亜鉛及びその化合物		※年4回	1.0mg/l以下
		33 アルミニウム及びその化合物		※年4回	0.2mg/l以下
		34 鉄及びその化合物		※年4回	0.3mg/l以下
		35 銅及びその化合物		※年4回	1.0mg/l以下
	無機物	36 ナトリウム及びその化合物		※年4回	200mg/l以下
	金属類	37 マンガン及びその化合物		※年4回	0.05mg/l以下
	その他	38 塩化物イオン	○	月1回	200mg/l以下
	無機物	39 カルシウム・マグネシウム等(硬度)		※年4回	300mg/l以下
		40 蒸発残留物		※年4回	500mg/l以下
	有機物	41 陰イオン界面活性剤		※年4回	0.2mg/l以下
		42 ジェオスミン		※年4回	0.0001mg/l以下
		43 2-メチルイソボルネオール		※年4回	0.0001mg/l以下
		44 非イオン界面活性剤		※年4回	0.02mg/l以下
		45 フェノール類		※年4回	0.005mg/l以下
	その他	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	月1回	3mg/l以下
47 pH値		○	月1回	5.8以上8.6以下	
48 味		○	月1回	異常でないこと	
49 臭気		○	月1回	異常でないこと	
50 色度		○	月1回	5度以下	
51 濁度		○	月1回	2度以下	
	遊離残留塩素(浄水のみ)		月1回	0.1mg/l以上	
	アンモニア性窒素(原水のみ)		月1回	-	

- ※①過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/5以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときには年1回以上に検査頻度を下げることができる。  
 ②過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/10以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときには3年1回以上に検査頻度を下げることができる。



紀の川表流水水質検査計画

採水箇所 小島取水場 取水口

	新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2	大腸菌	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3	カドミウム及びその化合物				○									
4	水銀及びその化合物				○									
5	ヒ素及びその化合物				○									
6	鉛及びその化合物				○									
7	ヒ素及びその化合物				○									
8	六価クロム化合物				○									
9	亜硝酸態窒素				○									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可			○									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○									
12	フッ素及びその化合物				○									
13	硝酸素及びその化合物				○									
14	四塩化炭素				○									
15	1,4-ジクロロベンゼン				○									
16	シス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				○									
17	ジクロロメタン				○									
18	テトラクロロエチレン				○									
19	トリクロロエチレン				○									
20	ベンゼン				○									
21	塩素酸	不可			-									
22	クロ酢酸	不可			-									
23	クロホルム	不可			-									
24	ジクロロ酢酸	不可			-									
25	ジブromクロロメタン	不可			-									
26	臭素酸	不可			-									
27	総トリハロメタン	不可			-									
28	トリクロロ酢酸	不可			-									
29	ブromクロロメタン	不可			-									
30	ブromホルム	不可			-									
31	ホルムアルデヒド	不可			-									
32	亜鉛及びその化合物				○									
33	アルミニウム及びその化合物				○									
34	鉄及びその化合物				○									
35	銅及びその化合物				○									
36	ナトリウム及びその化合物				○									
37	マンガニウム及びその化合物				○									
38	塩化物イオン	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○									
40	蒸発残留物				○									
41	陰イオン界面活性剤				○									
42	ジエオキシ	不可			○									
43	2-メチルイソボルネオール	不可	★	★	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★
44	非イオン界面活性剤				○									
45	フェノール類				○									
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47	pH値	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
48	味	不可			-									
49	臭気	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50	色度	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
51	濁度	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

- ☆ 毎月検査
- 原水全項目
- ★ 臨時
- ※ 6月にクリプトスポリジウム及び嫌気性芽胞菌の検査を実施します。

9 亜硝酸態窒素 について

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第15号)及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第147号)の公布に伴い、平成26年4月1日より水質基準に関する省令の一部に改正が行われ、新たに9の項として亜硝酸態窒素が追加された。

場内給水栓水質検査計画

平成26年度

採水箇所 小島浄水場 場内給水栓

新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 一般細菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2 大腸菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3 カドミウム及びその化合物													
4 水銀及びその化合物													
5 セレン及びその化合物													
6 鉛及びその化合物													
7 砒素及びその化合物													
8 六価クロム化合物													
9 亜硝酸態窒素			◎			◎			◎			◎	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		◎			◎			◎			◎	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													
12 フッ素及びその化合物													
13 珣素及びその化合物													
14 四塩化炭素													
15 1,4-ジニトロベンゼン													
16 シス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													
17 ジクロロメタン													
18 テトラクロロエチレン													
19 トリクロロエチレン													
20 ベンゼン													
21 塩素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
22 クロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
23 クロロホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
24 ジクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
25 ジブromクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
26 臭素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
27 総トリハロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
28 トリクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
29 ブromジクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
30 ブromホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
31 ホルムアルデヒド	不可		◎			◎			◎			◎	
32 亜鉛及びその化合物													
33 アルミニウム及びその化合物			■			■			■			■	
34 鉄及びその化合物													
35 銅及びその化合物													
36 ナトリウム及びその化合物													
37 マンガン及びその化合物													
38 塩化物イオン	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)													
40 蒸発残留物													
41 陰イオン界面活性剤													
42 ジェオスミン	不可			◎	◎	◎	◎						
43 2-メチルイソボルネオール	不可	★	★	◎	◎	◎	◎	★	★	★	★	★	★
44 非イオン界面活性剤													
45 フェノール類													
46 有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47 pH値	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
48 味	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
49 臭気	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50 色度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
51 濁度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

- ☆ : 月1回
- ◎ : 年4回(負)
- : 年4回(手)
- : 年1回
- : 3年に1回
- ★ : 臨時

9 亜硝酸態窒素 について

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第15号)及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第147号)の公布に伴い、平成26年4月1日より水質基準に関する省令の一部に改正が行われ、新たに9の項として亜硝酸態窒素が追加され、これに伴う水道法施工規則の一部改正により、定期検査回数を平成29年3月31日までの3年間に於いては、概ね3ヶ月に1回以上の頻度で実施する予定。

管末1水質検査計画

平成26年度

	新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			宇智	南宇智	田園	五條	宇智	南宇智	田園	五條	宇智	南宇智	田園	五條
1	一般細菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2	大腸菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3	カドミウム及びその化合物												●	
4	水銀及びその化合物												●	
5	セレン及びその化合物												●	
6	鉛及びその化合物												●	
7	ヒ素及びその化合物												●	
8	六価クロム化合物												●	
9	亜硝酸態窒素			◎			◎			◎			◎	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		◎			◎			◎			◎	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素												●	
12	フッ素及びその化合物												●	
13	硝酸素及びその化合物												●	
14	四塩化炭素												●	
15	1,4-ジオキサン												●	
16	シス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン												●	
17	ジクロロメタン												●	
18	トリクロロエチレン												●	
19	トリクロロエチレン												●	
20	ベンゼン												●	
21	塩素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
22	クロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
23	クロホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
24	ジクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
25	ジブromクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
26	臭素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
27	総トリハロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
28	トリクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
29	ブromジクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
30	ブromホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
31	ホルムアルデヒド	不可		◎			◎			◎			◎	
32	亜鉛及びその化合物												●	
33	アルミニウム及びその化合物			■			■			■			■	
34	鉄及びその化合物												●	
35	銅及びその化合物												●	
36	ナトリウム及びその化合物												●	
37	マンガン及びその化合物												●	
38	塩化物イオン	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○									○	
40	蒸発残留物			○									○	
41	陰イオン界面活性剤												●	
42	ジエチルミン	不可			◎	◎	◎	◎						
43	2-メチルイソプロパノール	不可			◎	◎	◎	◎					★	
44	非イオン界面活性剤			○									○	
45	フェノール類												●	
46	有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47	pH値	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
48	味	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
49	臭気	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50	色度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
51	濁度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

- ☆ : 月1回
- ◎ : 年4回(負担金分)
- : 年4回(手数料分)
- : 年1回
- : 3年に1回
- ★ : 臨時

採水箇所

- 田園地区 岡近隣公園
- 五條地区 水道局
- 南宇智地区 南宇智保育所
- 宇智地区 宇智野保育所

9 亜硝酸態窒素 について

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第15号)及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第147号)の公布に伴い、平成26年4月1日より水質基準に関する省令の一部に改正が行われ、新たに9の項として亜硝酸態窒素が追加され、これに伴う水道法施工規則の一部改正により、定期検査回数を平成29年3月31日までの3年間は、概ね3ヶ月に1回以上の頻度で実施する予定。

管末2水質検査計画

平成26年度

新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水箇所		阿太	住川	阪合部	北宇智	阿太	住川	阪合部	北宇智	阿太	住川	阪合部	北宇智
1 一般細菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2 大腸菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3 カドミウム及びその化合物													
4 水銀及びその化合物													
5 鉛及びその化合物													
6 砒素及びその化合物													
7 六価クロム化合物													
9 亜硝酸態窒素			◎			◎			◎			◎	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		◎			◎			◎			◎	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素													
12 フッ素及びその化合物													
13 硝酸素及びその化合物													
14 四塩化炭素													
15 1,4-ジオキサン													
16 シス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													
17 ジクロロメタン													
18 テトラクロロエチレン													
19 トリクロロエチレン													
20 ベンゼン													
21 塩素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
22 クロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
23 クロロホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
24 ジクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
25 ジブromクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
26 臭素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
27 総トリハロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
28 トリクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
29 ブromジクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
30 ブromホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
31 ホルムアルデヒド	不可		◎			◎			◎			◎	
32 亜鉛及びその化合物													
33 アルミニウム及びその化合物			■			■			■			■	
34 鉄及びその化合物													
35 銅及びその化合物													
36 ナトリウム及びその化合物													
37 マンガン及びその化合物													
38 塩化物イオン	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										
40 蒸発残留物			○										
41 陰イオン界面活性剤													
42 ジェオキシン	不可			◎	◎	◎	◎						
43 2-メチルイソボルネオール	不可			◎	◎	◎	◎						
44 非イオン界面活性剤			○										
45 フェノール類													
46 有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47 pH値	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
48 味	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
49 臭気	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50 色度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
51 濁度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

- ☆ : 月1回
- ◎ : 年4回(負担金分)
- : 年4回(手数料分)
- : 年1回
- : 3年に1回
- ★ : 臨時

採水箇所

阪合部地区 上野共同墓地

北宇智地区 北宇智保育所

住川地区 黒木電業(株)

阿太地区 阿太保育所

9 亜硝酸態窒素 について

「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第15号)及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」(平成26年厚生労働省告示第147号)の公布に伴い、平成26年4月1日より水質基準に関する省令の一部に改正が行われ、新たに9の項として亜硝酸態窒素が追加され、これに伴う水道法施工規則の一部改正により、定期検査回数を平成29年3月31日までの3年間に於いては、概ね3ヶ月に1回以上の頻度で実施する予定。

別表6

## 平成26年度検査計画表

(農薬類)

	項 目	検査予定(*1)	浄水・原水	検査頻度	備 考
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	○	原水		
2	2, 2-DPA(ダラホソ)	○	原水		
3	2, 4-D(2, 4-PA)	○	原水		
4	EPN	○	原水		
5	MCPA	○	原水		
6	アシュラム	○	原水		
7	アセフェート	○	原水		
8	アトラジン	○	原水		
9	アエロホス	○	原水		
10	アミトラス	○	原水		
11	アラクロール	○	原水		
12	イソキサチオン	○	原水		
13	イソフェホス	○	原水		
14	イソプロカルブ(MIPC)	○	原水		
15	イソプロチオラン(IPT)	○	原水		
16	イプロホス(IBP)	○	原水		
17	ミノクタジン				
18	インドナファン	○	原水		
19	エスプロカルブ	○	原水		
20	エデイフェホス(エジフェホス, EDDP)	○	原水		
21	エトフェンプロックス	○	原水		
22	エトリシプロール(エクロメプロール)	○	原水		
23	エンドスルファン(ヘンゾエピン)	○	原水		
24	オキサジクロメホ	○	原水		
25	オキシ銅(有機銅)	○	原水		
26	オリサトロピン	○	原水		
27	カスサホス	○	原水		
28	カフェンストール	○	原水		
29	カルタップ				
30	カルバリル(NAC)	○	原水		
31	カルプロハミト	○	原水		
32	カルホフラン	○	原水		
33	キノクラミン(ACN)	○	原水		
34	キャブタン	○	原水		
35	クミルロン	○	原水		
36	グリホサート				
37	グルホシネート				
38	クロメプロップ	○	原水		
39	クロロニトロフェン(CNP)	○	原水		
40	クロロピリホス	○	原水		
41	クロロタロニル(TPN)	○	原水		
42	シアナジン	○	原水		
43	シアノホス(CYAP)	○	原水		
44	ジクロロ(DCMU)	○	原水		
45	ジクロベニル(DBN)	○	原水		
	項 目	検査予定(*1)	浄水・原水	検査頻度	備 考
46	ジクロホス(DDVP)	○	原水		
47	ジクワット				
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	○	原水		
49	ジチアノ				
50	ジチオカルバメート系農薬				
51	ジチオピル	○	原水		
52	シハロホップフェチル	○	原水		
53	シマジン(CAT)	○	原水		
54	ジメタメトリン	○	原水		
55	ジメトエート	○	原水		
56	シメトリン	○	原水		
57	ジメヒレート	○	原水		
58	ダイアジン	○	原水		
59	ダイムロン	○	原水		
60	ダゾメット				

61	チアジニル	○	原水		
62	チウラム	○	原水		
63	チオジカルブ	○	原水		
64	チオファネートメチル	○	原水		
65	チオペンカルブ	○	原水		
66	テルブカルブ (MBPMC)	○	原水		
67	トリクロピル	○	原水		
68	トリクロホン (DEP)	○	原水		
69	トリシクラゾール	○	原水		
70	トリフルラリン	○	原水		
71	ナフロハミド	○	原水		
72	ハラコート				
73	ヒペロホス	○	原水		
74	ヒラクロニル				
75	ヒラゾキシフェン	○	原水		
76	ヒラゾリネート (ヒラゾレート)	○	原水		
77	ヒリタフェンチオン	○	原水		
78	ヒリフチカルブ	○	原水		
79	ヒロキロン	○	原水		
80	フィロニル	○	原水		
81	フェニトロチオン (MEP)	○	原水		
82	フェノブカルブ (BPMC)	○	原水		
83	フェリムゾン				
84	フェンチオン (MPP)	○	原水		
85	フェントエート (PAP)	○	原水		
86	フェントラザミド	○	原水		
87	フザライト	○	原水		
88	フタクロール	○	原水		
89	フタミホス	○	原水		
90	フプロフェジン	○	原水		
91	フルアジナム	○	原水		
92	フレチラクロール	○	原水		
93	フロシミドン	○	原水		
94	フロチオホス				
95	フロピコナゾール	○	原水		
96	フロピザミド	○	原水		
	項 目	検査予定(*1)	浄水・原水	検査頻度	備考
97	フロヘナゾール	○	原水		
98	フロモブチド	○	原水		
99	ヘノミル	○	原水		
100	ヘンシクロン	○	原水		
101	ヘンソビシクロン	○	原水		
102	ヘンソフェナップ	○	原水		
103	ヘンタゾン	○	原水		
104	ヘンテイメタリン	○	原水		
105	ヘンフラカルブ	○	原水		
106	ヘンフルラリン (ヘスロジン)	○	原水		
107	ヘンフレセート	○	原水		
108	ホスチアセート	○	原水		
109	マラチオン (マラソン)	○	原水		
110	メコプロップ (MCPP)	○	原水		
111	メソミル	○	原水		
112	メタム (カーハム)				
113	メタラキシル	○	原水		
114	メチタチオン (DMTP)	○	原水		
115	メチルタムロン	○	原水		
116	メトミノストロピン	○	原水		
117	メトリジン	○	原水		
118	メフェナセト	○	原水		
119	メフロニル	○	原水		
120	モリネート	○	原水		